

平成十八年三月十四日提出
質問第一四八号

外交行囊等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外交行囊等に関する再質問主意書

標記案件については、既に平成十八年二月二十八日に質問主意書を提出し、内閣から同年三月十日に答弁書を受領した（以下、「前回答弁書」という。）。その結果を踏まえ、更に追加質問する。

一 外交行囊を用いて外務省職員が私的に用いる現金を運搬することは認められているか。

二 西田恒夫外務審議官、原田親仁欧州局長、松田邦紀欧州局ロシア課長がモスクワの日本大使館に勤務した時期に、外交伝書使の身分を利用して、外交行囊に本人もしくは外務省職員が私的に用いる米ドル、日本円、スウェーデン・クローネなどの現金を運搬した事実があるか。

三 西田恒夫外務審議官、原田親仁欧州局長、松田邦紀欧州局ロシア課長がモスクワの日本大使館に勤務した時期に、外交伝書使の身分を利用して、外交行囊に本人もしくは外務省職員が私的に用いる小切手を運搬した事実があるか。

四 一九九九年のキルギスにおける日本人拉致事件の関連で松田邦紀在ロシア大使館参事官（当時。現ロシア課長）が邦貨換算で一億円を超える金額の米ドル現金を外交行囊に入れて運搬したという事実があるか。その際、本邦ならびに関係国で定められた外国通貨の取り扱いに関する規定を遵守したか。

右質問する。